平成２４年（フ）第１７３号
静岡県浜松市西区湖東町1169番地の197　Ｃ８―404
債務者　望月委久江
1　決定年月日時　平成24年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１９０号
静岡県浜松市中区東伊場２丁目15番11号　竹生ハイツ３Ｆ東
債務者　山口　正弘
1　決定年月日時　平成24年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１９２号
静岡県浜松市北区細江町気賀1077番地の１
債務者　永田　　治
1　決定年月日時　平成24年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１９３号
静岡県浜松市中区高林３丁目３番２号　アパート新堀201
債務者　中西　健一
1　決定年月日時　平成24年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１０９４号
福岡市南区長住１丁目２番21―208号、前住所福岡市南区井尻１丁目33番12号
破産者　大和　博司
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１１４６号
福岡市東区箱崎６丁目４番８－１号
破産者　井手　涼矢
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２６４号
福岡県糸島市志摩御床2162番地25
破産者　武富　良仁
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２０２号
福岡県太宰府市国分３丁目９番17号、前住所福岡県大野城市白木原１丁目15番15―1101号サンリヤンⅡ
破産者　吉田　二郎
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３２号
佐賀県西松浦郡有田町上幸平１丁目８番３号
破産者　田辺　康之
1　決定年月日　平成24年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第７９号
京都府福知山市字長田781番地の１
破産者　老田　徳廣
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２３年（フ）第７０６４号
大阪市生野区小路東１丁目16番10号、開始決定時の住所大阪市生野区小路東１丁目16番13号
破産者　國廣　秀治
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２０２号
大阪府東大阪市池島町３丁目１番21号　グランドール池島206、前住所奈良県北葛城郡広陵町大字寺戸285番地１
破産者　坂本　秀一
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８６号
大阪市北区天神橋７丁目10番12号　ハイツ淀401号室、前住所大阪市北区国分寺２丁目３番46―704号
破産者　櫻井絵里子
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８９号
大阪市北区天神橋７丁目10番12号　ハイツ淀401号室、前住所大阪市北区国分寺２丁目３番46―704号
破産者　八木　成一
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７５７号
大阪府枚方市三栗１丁目28番53号、前住所京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字釜ノ子29番地315
破産者　中村　任良
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０８６号
福岡市南区野多目４丁目７番19号
破産者　小野　　誠
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１１４９号
福岡市城南区片江３丁目39番22号
破産者　村上　久和
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４９３号
福岡市西区田尻１丁目22番13―101号、破産手続開始決定時の住所福岡県糸島市南風台４丁目７番２号
破産者　佐藤　博矢
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部